

新潟県私立衛生会と学校衛生 —学校保健の組織活動史研究 1—

高橋 裕子¹⁾

【要旨】 地域と学校現場の視角から学校保健史をとらえようとするとき、新潟県私立衛生会は新しい糸口として注目できる。本稿では、機関誌『新潟県衛生会雑誌』を資料とし、この衛生会と学校現場との相互交流を見ることで、明治期の学校衛生活動を地域的、組織的な視点から検討した。その結果、『新潟県衛生会雑誌』には、ある学校医による三島通良の発育研究の活用、学校医のトラホーム治療への論議、および、教員から発信された地域での衛生研修活動という、注目すべき学校衛生の議論が展開されていた。

キーワード：学校保健史、地域の学校保健組織活動、新潟県私立衛生会

1. はじめに

これまでの学校保健史研究において注目されてきたテーマの一つに、学校看護婦の出現がある。

たとえば、杉浦守邦は岐阜市の京町小学校を取り上げている。京町小学校では、明治39年2月から、トラホームの点洗眼のために病院から派遣された看護婦が2年7ヶ月勤続した。明治41年9月からは、広瀬ますがこの職務を引き継ぎ、翌42年11月からは、市の属託として給与も支給されたという。杉浦がこの広瀬ますを学校看護婦の先例と位置づけたことはよく知られている¹⁾。それに対して、澤山信一は、すでに明治32年9月から、新潟県南蒲原郡組合立三条高等小学校で看護婦を学校医の助手としてトラホームの治療に当たらせていた事例を掘り起し、これを「わが国最初の学校看護婦」と指摘している²⁾。

学校保健史研究において、学校看護婦の出現が追究されてきた理由は、学校現場から学校保健史を見ようとする意図があったからだといえる。このような、政府の制度史とは異なる視角から学校保健史をとらえようとする問題意識から見た時、地方私立衛生会は新しい糸口として注目できる。大日本私立衛生会が明治16年5月に創設された頃、全国各地では、地方私立衛生会が創設されていて、中には、早くから学校衛生の問題を取り上げる岐

阜私立衛生会（濃飛私立衛生会）の事例や、教員も携わる恵那私立衛生会の事例もあったからである³⁾。地方私立衛生会の活動を通して、その地域の医師（あるいは教員）による学校衛生活動を知ることができる。

本稿では、岐阜県以外の新たな事例を求めて、新潟県私立衛生会を取り上げる⁴⁾。その理由は、『学校保健百年史』が、「トラホーム予防策はむしろ府県が中心となって進めた」事例として、新潟県を取り上げているからである⁵⁾。また、新潟市教育会や新潟県教育会は、学校医制度以前に学校医の設置を建議していたことから、学校衛生の問題に関心の高い地域であったと考えられる⁶⁾。具体的には、新潟県私立衛生会と学校現場との相互交流を見ることで、明治期の学校衛生活動を地域的、組織的な視点から検討していきたい。資料は、『新潟県衛生会雑誌』第1～60号（明治33年8月～39年6月）である。ただし、第17号（明治35年10月）、第19号（同12月）、第58号（明治39年4月）、第59号（同5月）と、第32号（明治37年1月）1～2頁は欠号や落丁のため使用していない。

最初に、新潟県私立衛生会の性格を明らかにしておこう。

2. 新潟県私立衛生会と『新潟県衛生会雑誌』

(1) 発会理由と大日本私立衛生会との関係

新潟県私立衛生会は、発起者が有志と図ることで、明治33年1月に創立された⁷⁾。「発刊の辞」によれば、発会の背景には、新潟県は「全国第一の

2015年12月16日受理

¹⁾ 愛知教育大学

大県」で「各種の生産」に富む「天賦の地」であるにもかかわらず、「衛生的の智識」だけは「下位」にあり、「公共」と「個人」のための衛生施設が未発達であること、そのみならず、「頻年伝染病の惨害」を免れられず数十万の予算を消費してもなお数千の同胞が「不帰の客」となっているという現状があるという。この現状は、「個人に於ける衛生的智識の発達せず思想の幼稚なる」ことに起因すると考えられるため、「私立県衛生会」を組織して「着々衛生的智識の発達自衛的思想の普及を企図」したのだという⁸。

「新潟県衛生会設立主旨」においても、中央や府県には、住民を包括して健康を査察するような「公衆衛生上の行政」はあるのに対して、有志者の組織によって成立する「衛生会」は僅かしかなく、県下180万人の「同胞」の「個人的衛生思想の必要を周知普及」させるための機関に乏しいことが指摘されている。こうした動機に加えて、「人世の快樂と幸福とは吾人身体の健康なるよりは大なるはなし」という幸福論と「人世の健康を保持すると否とハ一家一國の盛衰存亡の関する所其至重至大」とする考えから、「個人的健康保持」と「公衆衛生上の施設を補翼し以て国運隆盛の一助」となるために、「貧富貴賤の別なく均一平等に衛生上の利益を享けしむべき実践的組織」を目指して設立したのだという⁹。

ここでは、発会から第一回総会を経て、機関誌が創刊されるまでの経過を記しておこう。

明治33年3月 衛生上に関する講話會

(18日新潟市、20日新発田町、22日高田町)

- 同 6月 中魚沼郡十日町大火の際、災後、注意すべき衛生事項を印刷配布
(「中魚沼郡十日町罹災諸君に告ぐ」)
- 同 6月17日 第一次総会を開催し(出席者102名)、次の項を議決(議長鈴木長蔵)
- (一)「本会規則及支会設置規程」を「商議員会」に委任して定める
- (二) 会頭副会頭選挙 会頭は千頭清臣に決し、副会頭は会頭の指名とする
- 同 18日 第一回商議員会を開き、次の項目を商議し議決
- 第一 委託された本会規則
- 第二 商議員会議事規則
- 第三 会員募集方法
- (イ) 雑誌発刊の件
- (ロ) 会員勧誘の標準
- (ハ) 各地に衛生灯会を開催するの件(以下、第四、第五略)
- 同 7月 末日 現在の会員数、7915人
- 同 8月 第一着の事業として、通俗的衛生

雑誌

『新潟県衛生会雑誌』 発刊

新潟市私立衛生会と合同

明治34年4月 紙面の改良と発行事務の整理のため一次刊行中止。

明治35年3月 再刊

(「発刊の辞」「本会記事」『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月、「雑誌第十号発刊の辞」『同』10号、明治35年8月より作成)

「通俗的衛生雑誌」として創刊された『新潟県衛生会雑誌』は、広く、一般県民の衛生教育を担っているであろう。また、会頭と副会頭は、「公撰」として定めているが¹⁰、実際は、基本的に知事が就いているところには¹¹、設立主旨が示すような、私立衛生会の立場から「公衆衛生上の施設を補翼」する意図が現われている。これは、大日本私立衛生会の設立目的と共通している¹²。

大日本私立衛生会とは、どのような関係を結んでいたのだろうか。田波幸男によれば、大日本私立衛生会は、府県単位の支会規程を定め、56人以上の同盟があれば支会になれるとしていた。また、支会のない所には、地方幹事を置いて支会結成に努力させ、さらに、支会や地方幹事には補助金を出すことにしていたという¹³。新潟県私立衛生会の場合、発起者・有志が設立したという経緯から、大日本私立衛生会の目的を受け継ぎながらも、ある程度の独立性を保っていたのではないだろうか。ちなみに「新潟県衛生会規則」は、大日本私立衛生会との関係を特段、謳ってはいない。

(2) 主な事業と会員数・会員層

改めて「新潟県衛生会規則」を見てみよう(【資料】参照)。ここで、具体的に目指されているのは、第一に、県下公衆の健康保持および社会公益の増進方法の討議講明、第二に、衛生智識の普及、第三に、衛生施設の翼賛である(第一章(目的)、第一条)。そのために、総会、商議員会、および衛生講話会という三つの集会を開き(第六章(集会)、第二十九条)、次のように運営するという。

第三十条 総会は毎年六月中、県下便宜の場所に於て之を開く。其場所、及期日は予め報告し、同時に議案を送附す。参し難き者は意見書を提出するを得へし但、時宜により会期を変更することあるへし

第三十一条 総会に於ては、左の諸項を挙行す

- 一 前年中、本会成績の報導
- 二 前年中、本会々計の報導
- 三 前年中、衛生上景況の報導
- 四 役員撰挙(満期に際しては)

五 議題討議

六 演説及講話

第三十二条 商議員会は、予め会期を定めず、必要に際し之を開く

第三十三条 衛生講話会は、必要に応じ之を開き、公衆に対し衛生上の講話を為すへし

委員長は其部内に於て、臨時開會することを得

第三十四条 各集会の要件は、本会の雑誌に登録すへし

(「新潟県衛生会規則」『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月)

総会は、会の運営と衛生情報の交流や演説講話(第三十一条)、商議会は、諸般の商議(第十八条)、衛生講話会は、各地の要請に応じる衛生教育(第三十三条)の役割を担っている。これらの活動概要は機関誌に掲載し(第三十四条)、機関誌は、毎月一回発行して会員に配布するという(第三十九条)。さらに、郡単位の支会(以下、「郡支会」と記す)を設ける場合は、別の「設置規程」に則して設立すると定めている(第三十六条)。

一体、会員はどのくらいいたのだろうか。発会当初は7915人いたが¹⁴⁾、第二次総会の時点で、「一万有余と四個の支会を有する団体」となるまでに拡大し、その内訳は、「会員一万千三百三十四人、内特別会員四百二十六人、普通会员一万九百〇八人、外、死亡者十人、退会五十人。支会は目下小千谷、新津、新発田、新潟の四ヶ所」と報告されている¹⁵⁾。さらに、明治37年9月末の時点では、「支会全体の数は三十七ヶ所となる。是れにて本会予定の支会は設置済み」と報告されている¹⁶⁾。

『新潟県衛生会雑誌』には会員・入会者名簿が記載されるが、肩書きがなく、どのような会員層から構成されていたのかわからない。そこで入会の勧誘方法から推測してみよう。

前節に示したように、会則を議決した第一回商議委員会(明治33年6月)では「会員募集方法」を取り上げ、ここで、雑誌発刊や「章標」(会員に標章を与えることか)という手段とともに、「各地に衛生幻灯会を開催する件」を議決していた¹⁷⁾。この衛生幻灯については、ある記事において、「教育に乏しき者」に「人に智識を注入する法」としての有効性は高く、殊に「思想幼稚にして衛生の何たるかを知らざる者」の多い僻地では、「智識の低度なる者に直接感動を与へる尤も効果あるものは、衛生幻灯なりとす」と指摘されている¹⁸⁾。また、こうした衛生幻灯会の最も大切な「御客」は「細民なる頑夫愚婦老若」であって、聞

き手に「気俣」にさせて、「高尚」にならず、なるべく「通俗的」な内容を話し、質問にも答えて「茶呑み話し同様になす」ことが重要、などと持論を説く会員も現れるほどであった¹⁹⁾。このことから、地域住民は頻繁に開催されるこの衛生会事業が主眼を置く対象者であったと考えられる。

第二次総会(明治34年11月)ではさらに進めて、「公私立学校長病院長に其所属員の入会勧誘を依頼すること」を議了し、勧誘対象を具体化している²⁰⁾。「所属員」とは、もちろん教員と医師・看護婦のことであろう。因みに、機関誌の広告欄には「小学校教員試験検定問題集」がほぼ毎号掲載されていることから(第10号～60号)、雑誌の編集でも教員読者が見込まれている。

以上から、会員は医師、看護婦、教員、地域住民、および、後節で述べる助産婦から構成されていたと考えられる。加えて、入会者名簿に警察署名があるので、地域の伝染病予防を担う警察もいわゆる団体会員であった。

(3) 郡支会の規模と活動

郡支会の設置方法を定めた「新潟県衛生会支会設置規程」では²¹⁾、「支会は本会の目的を以て其地方に対する衛生上の智識を普及し、併て事業経営の任に当たる」ことを目的とし(第一条)、「支会は支会所属の会員何幾(予定数三分一數)名以上を募集するの義務を負ふものとす」(第七条)として、積極的に会員を増やす策を講じている。また、経営については、郡支会の入会金の一部を本会に納入するが(第七条)、「経済を独立して本会から補助せず」(第八条)としている。

郡支会数は、明治34年11月時点で「小千谷、新津、新発田、新潟の四ヶ所」であった²²⁾。このうち、小千谷の支会「新潟県衛生会北魚沼郡支会」は、すでに明治33年11月に発会式・第一回総会を開いている。ここで「新潟県衛生会北魚沼郡支会規程」を定めて、郡内の新潟県私立衛生会員は総て北魚沼郡の支会員になることを義務化している²³⁾。四ヶ所であった支会は、明治37年では「支会全体の数は三十七ヶ所となる。是れにて本会予定の支会は設置済みとなり」と報じられていて²⁴⁾、県下全域に拡大していたことが窺われる。各府県の地方衛生会が、明治36年3月末時点で、早くも廃止という事例が生じていたのとは対照的である²⁵⁾。

活動例を挙げておこう。西蒲原郡では、郡内の県衛生会委員が750名と多数の上、入会申込み者が沢山いるため、部内の町村長と特別会員で「内野支会設置の件」を協議し、10月1日に、内野村清徳寺で支会発会式を行う旨の案内状を会員に発

したという。当日は「園遊会」「福引」が計画され、経費は各町村篤志家の寄附金だという²⁶⁾。この郡では女性の入会者が多い²⁷⁾。助産婦か看護婦ではないだろうか。

南蒲原郡下條村の会員は、学校を会場として、機関誌の講読会を定例開催してほしいという要望を『新潟県衛生会雑誌』に寄せている。この求めに対し、「記者」は、まず下條村で県下に率先して組織されたし、と回答している。

各町村の委員の宅、若しくは学校内に於て、休日とか夜とか其最寄りの適宜に任せ、本会雑誌の講読会なるものを設けたらんには、塵積山を為し水滴巖を凹ますの如く、漸次斯道の発達を來たし、且つ實地に就て必らず功を奏するであらうと信じます。依りて聊か鄙辞を吐露して以て茲に希望を寄す。

十一月三十日 南蒲原郡下條会員 藤嶋吉平
記者曰く、実に説者の言の如し。本会雑誌は平易を主として編輯するも、尚ほ未だ了解に苦しむとのことなり。講読会を開きて記事を読み聞かすは衛生思想普及上大なる利便と信ず。希くは請ふ、隗するより始めよ、下條村に於て県下に率先して組織せられたし。(「本会雑誌購読会開設を望む」『新潟県衛生会雑誌』第6号 明治34年1月)

(4) 機関誌の記事内容、他団体との交流、および、学校衛生との関係

「通俗的衛生雑誌」として発刊された『新潟県衛生会雑誌』には、実際、どのような記事が載っていたのだろうか。基本的には次の構成内容になっている。

祝詞（もしくは、講演、巻頭言）：全国的な衛生思潮のほかには新潟県の衛生動向や施策

論説

寄書：会員からの寄稿、要望など

質疑応答：会員からの質問と本誌からの回答

本会記事：総会、商議会、衛生幻灯会の報告。郡支会の発会や活動記事

衛生叢談：通俗的な衛生講話（衛生教育）

雑録：通俗的な衛生講話（衛生情報）、県下のコレラ病、赤痢病、ペスト、トラコマーなど伝染病の郡別発生状況や、「眼病調査委員会」など県の予防対策²⁸⁾、近県の流行状況と対応例や²⁹⁾患者数などの統計、衛生・医学・体育関係組織の発会開会記事³⁰⁾、内務省の伝染病予防対策や大日本私立衛生会での報

告抄録³¹⁾

官令：衛生に関する法令、官令の最新情報 雑誌紹介、寄贈雑誌、会規則、会員・入会者名簿など

何と云っても、多種多様な衛生情報を扱っているのは「雑録」である。地域レベルと近県・国レベルでの伝染病の流行と対応事例が逐次、細々と報道されている。学術団体の記事も多く、大日本私立衛生会の報告をはじめ、全国の衛生・医学・体育関係組織の発会やその活動が掲載されている。「衛生叢談」では、衛生の智識を平易に説く話が豊富に扱われている。

「雑誌紹介（交換雑誌寄送書目）」リストからは関連組織との交流が窺える。たとえば、『大日本私立衛生会雑誌』や『国家医学会雑誌』という中央誌、『大阪私立衛生会雑誌』『高知衛生雑誌』などの地方私立衛生会誌、『産婆学雑誌』、さらには、学校衛生研究会『学校衛生』や『体育』（日本体育会）が列挙されている³²⁾。寄贈雑誌リストには、「医海時報」「大日本私立衛生会雑誌」「埼玉衛生新誌」「衛生月報（長岡）」などがある（第55号、明治39年1月ほか）。

新潟県私立衛生会は、このような機関誌の定期刊行のほかにも、トラホーム流行時には「眼病トラホーム予防心得書」を起稿印刷し、21ヶ所の郡支会に配布している³³⁾。

ところで、ここまで見てきた発会理由や「新潟県衛生会設立主旨」、「新潟県衛生会規則」では、特段、「学校衛生」のことは記されていない。ただし、ある会員は、寄書の中で、「将来の人材を育成すべき学校衛生は如何なる程度に発達せしや」と疑問を投げかけ、「工芸場の衛生」「獄舎の衛生」「上下水の問題」などととも、これらは「完全の域に達せざるの一事」と批判している。さらに寄稿者は、「最愛なる県衛生会雑誌よ、汝は将来此諸問題に対し、快刀乱麻を断つる敏腕を以て、其是非得失を採決し、以て公衆衛生の発達を図らざるを得ざる地位に在る者にして（中略）。汝夫れ之を記せよ」と熱弁し、今後、当機関誌が「政治論法律文の陳列場」に陥ることなく、学校衛生を含め衛生の諸問題について「正々の論堂々の議を以て互ひに其所信を闘はず」ことを強く要求しているのである³⁴⁾。

実際、『新潟県衛生会雑誌』には、学校や児童生徒の衛生に関する記事がいくつもある。たとえば次の記事である（『新潟県衛生会雑誌』は省略）。

- ・「学校衛生に就ての質疑並びに解答」（第8号、明治34年3月）
- ・「本県 教育会答申の学校児童衛生志想養成法 極て可也。吾は進んで教員の衛生志想養成を

望むや切」(「衛生近事片々」第13号、明治35年6月)

- ・「学校衛生をして不振ならしむるものは誰ぞ！」(第18号、明治35年11月)
- ・「一 学校伝染病予防消毒法に規定する伝染病に罹り昇校停止を命せられし貧困生徒の治療費救助の件」(「内野衛生支会」第18号、明治35年11月)
- ・「曰く公衆衛生、曰く個人衛生、曰く学校衛生、曰く家庭衛生(中略)。斯くの如きは文字の濫用のみ。(中略)道徳は源泉衛生にありといふを得べく、将た道徳の発達を俟て、始めて衛生の完全ありと云ふを得べし」(八千八水楼主人「所懐一則」第20号、明治36年1月)
- ・「歯牙の衛生」(第42号、明治37年11月)
- ・「学校生徒体格検査に就ての所感(建部二郎氏)」(「新井支会總會」第47号、明治38年5月)
- ・「近来我国体育の必要を感じ、十数年前より教育者間に体操遊戯等の盛に行はるゝに至りしは、誠に喜ぶ可き事なりとす。殊に学校医の設けありて生徒の健康に注意するは、之を十数年前の学生時代に比し学生生徒は勿論、延て国家経済の上に恩沢を与ふる幾千ぞや」(「肺結核患者の心得」第51号、明治38年9月)
- ・竹中成憲「山井新潟県立高等女学校教諭の死を惜み併して二三の学校衛生事項に及ぶ」(第56号、明治39年2月)

これらの記事には、先の寄稿者が求めていたような、有益で闊達な学校衛生の議論はあったのだろうか。次節で検討しよう。

3. 学校衛生に関する議論(記事)

『新潟県衛生会雑誌』に掲載される様々な学校衛生情報の中で、注目すべき議論は、第一に、学校医による三島通良の発育調査を参照した発育研究、第二に、新潟県のトラホーム対策、第三に教員から発信された衛生の取り組みである。以下順に見ていこう。

(1) 三島通良の発育調査の活用

「学齡児童の身長及び体重に就て」は、ある小学校で行った発育調査研究の報告であるが³⁵⁾、三島通良の発育調査が参照されている。寄稿した「会員林道平」は、中沼郡の学校医である³⁶⁾。この報告を詳しく見てみよう。

学校医林は、「国民教育」の主眼は「知徳体の三育」であるにもかかわらず、「教育界」の現象

は一方に偏重しているために、「児童生徒の発育を害し将来高尚の学理を考究すること能ハざるに至る者多し」と指摘し、これは「教育家たる者須く留意すべきの点」であると警告を発している。この問題意識は、三島通良の学校衛生論と同じである³⁷⁾。学校医林は、この観点から「余は児童の生理的発育に順応して其精神的教育を施すを必要とす。先づ身体発育の状況を述べん」として、「牧山建吉氏著学校衛生学」³⁸⁾に転載されている「コールマン」氏による男児407名の発育調査と「三輪徳寛、三島通良二氏の調査」を取り上げている³⁹⁾⁴⁰⁾。

ここで注目すべきは、学校医林は、自ら「新潟県中魚沼郡町立十日町尋常高等小学校」で検査した身長・年齢別・男女別平均値を、先の三島の発育調査を参照しながら検討していることである。「之を要するに、余の調査は三輪、三島、両氏の調査と符号せざる処もあり。又身長体重共に両氏の統計よりも其の数少き方なれども、大体に於ては殆ど相類するやの感を覚えれば」などと結論している。

政府は明治30年に身体検査規定を定め、明治31年には、勅令によって学校医制度を制定し、ここで身体検査は学校医の主要な職務と定めていた。林は、校医として携わる小学校の身長や体重を検査して、その職務を遂行したのである。ただし、そのみならず、その児童の発育の特徴について、三島の発育研究を参照しながら個別に事例研究していたことは注目に値する。この事実から、学校衛生研究の広がりを窺い知ることができ、新潟県私立衛生会の機関誌がその報告の場となっていた意義は大きいと考えられるのである。学校医林の発育研究は、「以下次号」と締めくくられるが、残念ながら同誌に続報は見当たらなかった。

(2) 新潟県のトラホーム対策

明治30年代の後半、我が国ではトラホームが大流行し、各地の小学校ではその対応に苦慮していた。新潟県の場合、冒頭に述べたような、澤山が指摘した学校看護婦の出現のきっかけとなるほどの先駆的なトラホーム対策が、もっと行われていたことが期待できる。本節では、学校でのトラホームの対応、特に、学校医が治療することについてのどのような議論があったのか確認したい。まず、新潟県のトラホーム対策を見ておこう。

新潟県は、明治35年3月に「眼病調査規程」を配布し、各郡市に「眼病調査委員会」を設けて、調査に着手した。具体的には、明治35年、「本年訓令第百八十一号眼病調査の規定に依り同調査委員として」、委員長に警察部長、副委員長に衛生技師、幹事には衛生課長警部、委員に16名を任命し、

月10円の手当も支給するとしている⁴¹⁾。さらに、「委員担当医」を各郡市から一名ずつ選出させている⁴²⁾。調査委員会の開設を知らせる記事では、「我新潟県の眼病患者は、その数頗る多く、(中略)。古来越後は盲人の産地にて」と認識されていて⁴³⁾、「本県は日本一の不健康地」とも自覚されている⁴⁴⁾。患者の統計的調査については、県では、眼病調査委員会を設置する前年の明治34年、すでに調査が行われていて、「眼病患者」は「男女合計六万七千二百十八人」、「前年持越患者八千二百九十五人を加ふれば実に七万五千五百十三人の多数」などと報告されている⁴⁵⁾。

眼病調査委員の活動は、その後も引き継がれ、設置の二年後において、新潟県の警察部長は防疫会議の演説の中で、明治35年に眼病調査規程を発布して以来、眼病調査委員会では調査や救済方法の研究を行ってきたが、一段落したので、「之に代ふる新に専務の医師を警察部に置き、県下学校工場等に就き更に各般の調査と共に救済方法実施の講究をなさしむる計画に付き、自然該調査医に於て援助を求めたるときは、之に応し相当の便宜を与へられたし」と述べ、協力を求めている⁴⁶⁾。

また、「医科大学」の眼科専門医が新潟県を訪問した際には、新潟市役所において「新療法」の講話をしてもらったという。ここで講師は、興味深い提案をしている。トラホームの予防法には積極的方法と消極的方法があつて、消極的方法とは、患者の衣食住を改善すること、前者の積極策とは、「公医を適当に分配し、学校教員の内に眼科上の智識を授くる」ことだという。医師の少ない地方では、政府の補助金で「公医」を募り、栄誉を与える代わりに、学校教員に眼科の知識を授けさせるというアイデアを提案しているのである⁴⁷⁾。

さて、学校のトラホーム対策については、どのような議論があつたのだろうか。

「学校衛生」の進捗を述べる記事では「校費を以て施療を行ふ者」があつたことが報告されている。この記事によれば、学校衛生は「漸次進歩」し、学校医を置くところは「数十校」に上り、学校医のいないところでも、町村医が学校衛生を調査・視察している状況にあるという。さらに「トラホーム痘瘡」のような疾病に対しては「校費を以て施療を行ふ者」もいると述べ、校費で治療が行われるまでの過程を発展的に伝えている。

学校衛生も漸次進歩し学校医を置く者数十校、其他学校医を置ざるも其町村医をして随時学校衛生に就き調査視察せしむる者少なからず。トラホーム頭瘡の如き疾病に対しては、校費を以て施療を行ふ者あり。一般に採光通気飲料水清潔等に対して深く注意をなすに至れり。

(「学校衛生」『新潟県衛生会雑誌』第27号、明治36年8月)

「トラホーム痘瘡」を校費で治療をしたところがある一方で、校医の「根本」は「児童の健康を視察観察」することであり、「トラホームの治療を校医に命ずるは誤れり」との見解も報告されている。

一、平時「校医」なるもの、性質を誤解しある事(中略)

校医は児童の健康を視察監督するの職にして、疾病を治療する者にあらざる也。トラホームの治療を校医に命ずるは誤れり。校医は或る眼科医が如何にトラホームを治療しつゝあるやを監視する也、否、トラホームを未発に防ぐ者なり。

此誤解あるが為に医師の或る者は苞苴以て校医の地位を得むとし、職員、亦、校医を視る事「出入医者」の如し。一方に於て、トラホーム其他の疾病の発生なき事を祈り、一方に於ては患者の多発を希望するが如き、奇観なしとせず。

(因みに記す) 学校に於て児童のトラホームを治療するは、策の全きものと云ふべからず。彼等は相互間に感染しつゝあるにあらずして、家庭より持ち来るなり。家庭に於てトラホームある母と手拭を共用するものなり。家庭を見廻りて此辺の注意を加へ、先づ家庭年長者のトラホームを撲滅するにあらずむば。敵在本能寺的の空策たるのみ。(竹中成憲「山井新潟県立高等女学校教諭の死を惜み併して二三の学校衛生事項に及ぶ」『新潟県衛生会雑誌』第56号、明治39年2月)

私立衛生会がトラホーム予防のために、直接、学校に助力する事例もあつた。東頸城郡衛生支会では、総会において、「トラホーム予防法を各会員及各学校は無料配布すること」と決めている⁴⁸⁾。

(3) 学校教員からの取り組み

「学校教員たるものは学校衛生を講明し、且つ普及するの責任ある」と主張する巻頭言は、北魚沼郡の教員らが「某衛生家」を夏期講習会の講師に招いて衛生問題を講究した事例を取り上げ、高く評価している。この巻頭言は、学校衛生そのものを取り上げる論説であるため、少し長いが粗方記してみよう。

県下幾多の新聞あり雑誌ありと雖も、所謂教育家として、学校衛生に関し寄稿せるものあるを見ず。是れ果して学校衛生に対し、議すべき問題なしとするか。將た、該問題は、学校医の責任に附し去り、教育家の関知する

所にあらずとなすに依るか。吾人の観察に依れば、学校衛生に関する事項は山の如し海の如し。学校教員たるものは、学校衛生を講明し、且つ普及するの責任あるハ、決して疑ふ可からざる所なり。県下北魚沼郡学校教員諸氏は、本年夏期講習に際し、某衛生家を聘し、衛生問題を講究せり。是れ教育者たる当然の義務にして、敢て特記すべき事項にあらずと雖も、然れども、学校衛生不振の今日に於て之れありしは、吾人をして、大に賞讃の声を高ふせしむるを禁ずる能はず。(中略)

抑も今の学校生徒なるなのは、吾人の最も信頼すべき第二の国民にして(中略)童年期にありては、衛生上の危害を蒙ること最も容易なりとす。然るに、教育の必要により、此の危害を招き易き児童の身体を束縛し、一定の校規に服せしめ、其精神に対し、諸多の課程を加へ、敢て放任任意を許さざるが故に、動もすれば不健康となり、疾病に陥ることを免る可らず。(中略)今、彼の教育令の命ずる所を觀るに、曰く『小学校は、児童身体の発達に留意し、(中略)』と其明文赫灼として此の如し。故に、世の教育家たるものは、必ず衛生上の要旨を体し、学校衛生の完全を期せずんはあるべ可らず。

衛生と教育とは、固と国家経論の大本にして、相調和し相提携し、以て心身一致の発達を期せるべからず。(中略)

吾人は学校衛生に関する教育家の声を聞かんことを希望するが故に、県下六ヶ所の学友会に毎号本会雑誌を寄贈すると共に信書を発して諸氏の寄稿を待つこと久し然れとも、更に一片の信書たも送らるゝものなし。(「学校衛生をして不振ならしむるものは誰ぞ!」『新潟県衛生会雑誌』第18号、明治35年11月)

ここで、第一に注目すべきは、北魚沼郡の教員が、主体的に専門家を招いて研修していたという事実である。第二には、その事実を巻頭言が大きく取り上げて、「是れ教育者たる当然の義務にして」と指摘し、「吾人をして、大に賞讃の声を高ふせしむるを禁ずる能はず」と賞讃していることである。

また、西蒲原郡内野で開催された「衛生教育聯合幻灯会」では、その地域の校長が教育に関する説明を担当し、毎回盛会であるという。

西蒲原郡内野警察分署部内各町村に於て、衛生教育聯合幻灯会開催請求に付、本会より手嶋書記器械携帯本月三日出張し、左の部落に於て開催せり。但、教育に関する説明は当該地の学校長懇篤丁寧の説明せられ毎会頗る盛会なりと。

(12箇所の部落名は省略)

因みに記す、教育衛生に関する幻灯開催の後、就学勧誘及清潔法施行に対し良好の結果を呈せるを以て、本年も尚開催したるなりしと。(「本会記事」『新潟県衛生会雑誌』第12号、明治35年5月)

この事例で注目すべき点は、学校長が地域社会に出向き積極的に衛生事業に携わっていることである。また興味深いことに、「教育衛生」の幻灯会を行えば、就学勧誘と清潔法施行の双方の効果が高まると認識されている。

学校長がその地域の衛生会事業に携わる事例は、このほかにも「加茂衛生会支会の講話会」がある。ここで、「小松農林学校長」は「衛生に就ての吾人心得」の題目で、「衛生の忽せにすへからざる」と説話し、会長やほかの医師・役員らとともに労を採ったのだという⁴⁹⁾。

4. まとめ

本稿の検討によって明らかになったのは次の七点である。以下、簡単に列挙しておこう。

1. 新潟県私立衛生会は、県民に衛生智識を普及するために、発起者と有志によって組織される「衛生会」が必要であるという考えから創設された。会員は医師、看護婦、教員、地域住民、助産婦および警察から構成されていたと思われる。
2. 活動事業は、三種類の集会によって推進された。とりわけ、衛生講話会は、各地の要請に応じる衛生教育の役割を果たすことのほかに、会員と郡支会員を増やし、地域の中で衛生会と医師や学校の交流を図る上で、大きな成果を上げていたと考えられる。
3. 「通俗的衛生雑誌」として創刊された『新潟県衛生会雑誌』には、一般住民に向けられた平易で多種多様の衛生情報から全国の医学・衛生団体の発会・活動情報まで、幅広い記事が掲載されている。学校衛生研究会の『学校衛生』誌も紹介されている。
4. 『新潟県衛生会雑誌』には注目すべき学校衛生論が展開されている。それは、学校医による三島通良の発育研究の活用、学校医のトラホーム治療への論議、教員から発信された衛生研修活動である。
5. 中沼郡の学校医は、校医として携わる小学校の児童の身長・体重を計測し、その発育の特徴について、三島通良の発育研究を参照しながら個別に事例研究していた。新潟県の一学校医が、三島の学校衛生研究を参考にしながら

ら学校現場で発育研究を行っていること、また、新潟県私立衛生会の機関誌がその報告の場となっていた意義は大きいと考えられる。

6. 新潟県では、「トラホーム痘瘡」を校費で治療したところがある一方で、校医の「根本」は「児童の健康を視察観察」することで「トラホームの治療を校医に命ずるは誤れり」とする見解も見られた。私立衛生会が、直接、学校に助力した事例があり、東頸城郡衛生支会では、トラホーム予防法の印刷物を会員と各学校に無料配布すると取り決めていた。
7. 教員から発信された研修活動の事例があり、北魚沼郡の教員らは「某衛生家」を夏期講習会講師に招いて衛生問題を講究していて、『新潟県衛生会雑誌』はこれを高く評価していた。

また、西蒲原郡で開催された衛生教育聯合幻灯会では、学校長が地域社会のなかに出向き、積極的に衛生事業に携わっていた。そこでは、「教育衛生」の幻灯会を行うと、就学勧誘と清潔法施行の双方の効果が高まると認識されていた。

以上の七点が、『新潟県衛生会雑誌』から見えてきた、新潟県の医師と教員らの学校衛生活動である。今後、全国の地方私立衛生会の活動に注目し、それらの機関誌を通じて具体的に明らかにすることで、明治期以降の学校保健史に新たな側面を切り拓くことができると考えている。

なお本稿を通じて、資料は原文通り表すため不適切な表現であっても、そのまま記しました。本研究は、JSPS科研費、15K04223の助成を受けたものです。

【資料】「新潟県衛生会規則」

第一章（目的）

- 第一条 本会の目的は、県下公衆の健康を保持し、社会の公益を増進する方法を討議講明し、一には衛生上の智識を普及し、一には衛生上の施設を翼賛するに在り

第二章（名称及位置）

- 第二条 本会は、新潟県衛生会と称し、其事務所を新潟市に置く

第三章（会員）

- 第三条 本会の目的を賛成履行せんと欲するものは、何人たりとも会員となることを得へし
- 第四条 会員を分て、名誉会員、特別会員、通常会員とす
- 第五条 名誉会員は、本会に功労ある者、又は學術或は名望ありて、本会の目的に裨益ありと認むる者を、会頭に於て之を推薦す
- 第六条 特別会員は会費として金五円以上、通常会員は金一円以上を一時に出金するものとす
- 第七条 会員たらんと欲する者は、姓名、生年月、族籍、職業、現住所を記したる入会証を事務所に送致すへし。本会は、会員章を交付して以て名簿登録の証となす
- 第八条 会員は、本会に於て発行する雑誌、及び報告書等を受くる為め、毎年金三十銭を出金するものとす。但、名誉会員、特別会員は出金を要せず
- 第九条 会員は、衛生上に関する事項に付き、本会に向て疑議の解明を求むることを得へし
- 第十条 会員は、其家族、若くは知友を誘致し、講談論議を陪聴せしむることを得へし但、都合により臨時謝絶することあるへし
- 第十一条 会員は、衛生上諸般の景況に注意し、本会の参考となるべきものは、事の細大を問はず之を通信するを要す
- 第十二条 会員にして氏名住所に異動を生したるときは、其旨事務所に通知すへし。其退会せんとする者、及、死亡せる者、亦同し。但、退会死亡者には入会金は返付せず
- 第十三条 会員中、本会の目的に障害となるべき所為あるか、若くは会員たるの義務を欠くときは、商議員会の議決を経て除名することあるへし

第四章（役員）

- 第十四条 本会の役員を定むる左の如し
会頭一名、副会頭一名、委員総長一名、商議員六十名、幹事七名、都市委員長各一名、全委員副長各一名、委員若干名、書記若干名
- 第十五条 会頭は、本会を総理し、通常総会、臨時総会、及商議員会の議長となる
- 第十六条 副会頭は、会頭を補佐し、会頭事故あるときは其任を代理す
- 第十七条 委員総長は、会頭の命を受け、委員を監督し、其の事務を総理す

- 第十八条 商議員は、本会諸般の事を商議す
第十九条 幹事は、庶務、会計、編輯の事務を掌理す
第二十条 郡市委員長、委員副長、委員は、左の事務を掌理す
一、本会の目的を其地方に普及し、又は賛成者を誘導加盟せしむること
二、入会の紹介を受けたるときは、入会証を本会に送致すること
三、其地方之の会員の会費を徴収し、本会に送致すること
四、其地方に於ける衛生上の景況を報告すること
第二十一条 書記は、雑務、計算、及び会場の筆記に従事す
第二十二条 会頭副会頭は之を公撰す。其任期は各三ヶ年とし、満期再撰することを得
第二十三条 商議員は、各郡市より会頭之を撰任し、其任期は三ヶ年とす。委員、総長、及幹事は、新潟市の会員中に、会頭之を嘱託す。其任期は、商議員に同じ
第二十四条 郡市委員長、委員副長は、会頭之を嘱託し、委員は委員長の推薦に依り、会頭之を嘱託(ママ)す。其任期は各三ヶ年とす
第二十五条 書記は任期を定めず、会頭之を撰任し、適宜給料を給与す
第二十六条 役員中、書記を除くの外、俸給なし
但、臨時報酬、又は実費支給することあるへし

第五章 (審事員)

- 第二十七条 審事員は、疑議の解明を要する場合に於て、会頭の嘱託(ママ)に応じ、其事項を審査す
第二十八条 審事員は俸給なし
但、臨時報酬することあるへし

第六章 (集会)

- 第二十九条 集会を分て、総会、商議員会、及衛生講話会の三とす
第三十条 総会は毎年六月中、県下便宜の場所に於て之を開く。其場所、及期日は予め報告し、同時に議案を送附す。参会し難き者は意見書を提出するを得へし
但、時宜により会期を変更することあるへし
第三十一条 総会に於ては、左の諸項を挙行す
一 前年中、本会成績の報導
二 前年中、本会々計の報導
三 前年中、衛生上景況の報導
四 役員撰挙 (満期に際しては)
五 議題討議
六 演説及講話
第三十二条 商議員会は、予め会期を定めず、必要に際し之を開く
第三十三条 衛生講話会は、必要に応じ之を開き、公衆に対し衛生上の講話を為すへし
委員長は其部内に於て、臨時開会することを得
第三十四条 各集会の要件は、本会の雑誌に登録すへし

第七章 (会計)

- 第三十五条 本会の収支は一ヶ年毎に精算し、翌年の総会に於て之を報告すへし

第八章 (雑件)

- 第三十六条 本会の支会を設置せんとするときは、別に定むる設置規程に拠るものとす
第三十七条 会員は、何時なりとも入会金を増加して、会員資格を変更することを得
第三十八条 会員及会員外の者より金員、若くは書籍、物品等を寄贈するときは、本会の名を以て謝状を送付し、寄贈者の姓名を簿冊に登録し、兼て本会の雑誌を以て報告すへし
第三十九条 本会に於ては、毎月一回、機関雑誌を発行し、会員に配布すへし
第四十条 此規則は、総会の決議により変更することを得へし

付則

- 第四十一条 本則第三十九条の機関雑誌は、経費の都合により随時発行することあるへし
(『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月)

注および参考文献

- 1) 杉浦守邦『学校保健50年』東山書房1996年、242～243頁。
- 2) 澤山信一編著『学校保健の近代』不二出版、2004年、36～37頁。ただし、澤山の指摘する三条高等小学校の事例は、どこからの任命なのか、またどこからの給与支給なのかについて明らかになっていない点で、杉浦の指摘する岐阜市の属託だった広瀬ますの事例と単純に比較することはできないと思われる。
- 3) たとえば、「学校衛生ノ事」など（『岐阜県私立衛生会雑誌』第6号、明治17年10月）。詳しくは拙著『明治期地域学校衛生史研究』（学術出版会、2014年）第2部第2章を参照。
- 4) この衛生会の名称については、「新潟県衛生会規則」において「新潟県衛生会」と称すると定めている（第二条、『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月）。しかしながら、次節から明らかにするように、雑誌「発刊の辞」では「私立県衛生会」（『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月）、「雑誌第拾号発刊の辞」でも「新潟私立衛生会」（『同上』第10号、明治35年3月）と呼ばれている。本稿では、発起者と有志が設立したという性格上、「新潟県私立衛生会」と記す。
- 5) 日本学校保健会編集『学校保健百年史』第一法規出版、1973年、97頁。
- 6) 新潟県教育百年史編さん会『新潟県教育百年史明治編』新潟県教育庁、1970年、408頁・1410頁。
- 7) 「雑誌第拾号発刊の辞」『新潟県衛生会雑誌』第10号、明治35年3月。
- 8) 「発刊の辞」『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月。
- 9) 「新潟県衛生会設立主旨」『新潟県衛生会雑誌』第2号、明治33年9月。
- 10) 「新潟県衛生会規則」の第二十二條（『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月）。
- 11) 初代会頭の千頭清臣・新潟県知事が鹿児島県知事に転出することになった際、選挙が行われて、新知事・柏田盛文が会頭に選ばれている（『新潟県衛生会雑誌』第3号、明治33年10月。第4号、同11月）。
- 12) 大日本私立衛生会は、明治政府の伝染病予防政策の途上で国民・民衆に衛生知識を普及する必要性が高まり、そのような啓発事業は民間側が広く協力して行うべきことであり、また、これによって政府の衛生行政の効果を高めようとする意図から、創設された（田波幸男「大日本私立衛生会の歩み」『公衆衛生』第32巻第1号、1968年。「一般財団法人日本公衆衛生協会の歩み」日本公衆衛生協会HP、<http://www.jpha.or.jp>：2016年2月アクセス）。
- 13) 田波前掲「大日本私立衛生会の歩み」。
- 14) 「本会記事」『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月。
- 15) 「第二次総会挙行の概況」『新潟県衛生会雑誌』第10号、明治35年3月。
- 16) 「前年中本会々務の報告」『新潟県衛生会雑誌』第42号、明治37年11月。
- 17) 「本会記事」『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月。
- 18) 「衛生幻灯会の効用」『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月。
- 19) 西蒲原郡巻町会員 森正身「衛生普及の簡易法」第7号、明治34年2月。
- 20) 「第二次総会挙行の概況」『新潟県衛生会雑誌』第10号、明治35年3月。
- 21) 「新潟県衛生会支会設置規程」『新潟県衛生会雑誌』第1号、明治33年8月。
- 22) 「二次総会挙行の概況」『新潟県衛生会雑誌』第10号、明治35年3月。
- 23) 「新潟県衛生会員にして本郡内に居住するものは総て之を支会員とす」（「支会発会式」『新潟県衛生会雑誌』第5号、明治33年12月）。
- 24) 「前年中本会々務の報告」『新潟県衛生会雑誌』第42号、明治37年11月。
- 25) 「地方衛生会廃止後の事務」第23号、明治36年4月。
- 26) 「支会発会式」『新潟県衛生会雑誌』第16号、明治35年9月。
- 27) 「七月入会者報告の続き」『新潟県衛生会雑誌』第16号、明治35年9月。
- 28) 「明治三十三年新潟県赤痢病流行の概況」『新潟県衛生会雑誌』第11号、明治35年4月、『同』13号、6月。
- 29) 「高崎高等女学校の疫病」『新潟県衛生会雑誌』第10号、明治35年3月。
- 30) たとえば、「九州医学会」「北陸医学会」「日本神経学会」の発会記事（『新潟県衛生会雑誌』第10号、明治35年3月）、ベルツ（エルヴィン・フォン・ベルツ）、石黒(忠恵)、三宅(秀)らが臨席したという「第一回日本聯合医学会」の記事（『同上』第11号、明治35年4月。（）内は筆者）、「日本体育会第一回定期総会」（『同上』第11号、

- 明治35年4月)など。
- 31) 三宅秀による報告など(「内国衛生上の報告」『新潟県衛生会雑誌』第20号明治36年1月)。
 - 32) 「雑誌紹介」『新潟県衛生会雑誌』第29号、明治36年10月。
 - 33) 「会報」『新潟県衛生会雑誌』第42号、明治37年11月。
 - 34) 会員小林清之進「嗚呼我が県衛生会雑誌よ」『新潟県衛生会雑誌』第6号、明治34年1月。
 - 35) 『新潟県衛生会雑誌』第22号、明治36年3月。
 - 36) この記事の2ヶ月後、全く同じ論文が、学校衛生研究会『学校衛生』(第1号、明治36年5月)に転載されていて、寄稿者は「新潟県中沼郡学校医 林道平」となっている。
 - 37) 三島通良『学校衛生学』博文館、明治26年。三島通良は、明治政府が明治24年に学校衛生の整備に着手した時、その担当に登用された人物として知られている。文部省の囑託として奥羽、中四国、九州地方に出向き、児童生徒の身長や体重などの発育調査や環境衛生調査を行い、『学校衛生取調復命書』に報告した。さらに、この調査結果と、バギンスキーなどドイツの学校衛生学を取り入れて、主著『学校衛生学』を著した。三島は、文部省に学校衛生主事として在任していた時、文部省の学校衛生政策や自らの学校衛生論を、『大日本私立衛生会雑誌』『国家医学会雑誌』『大日本教育会雑誌』や『教育時論』などの雑誌において発表していた。
 - 38) 牧原建吉『学校衛生学』(吐鳳堂書店、明治31年)1~6頁を参照。
 - 39) 「三輪徳寛、三島通良二氏の調査」とは、学校衛生主事であった三島通良が、文部大臣の蜂須賀茂韻韶に対して報告した『学校児童発育取調報告』(発行者三島通良、明治31年、30頁)のことであろう。これは、正確には、大学院入学時に選定した「日本健体児童ノ発育事項攻究ノ一部報告」に属するものであるという(三島前掲『学校児童発育取調報告』の「凡例」)。この報告において、三島は、日本の児童と欧州の児童の発育を比較するために、自らの発育調査、三輪徳寛の調査、およびベルツ調査結果を表示している。
 - 40) 三輪徳寛(よしひろ。安政6年~昭和8年、1859~1933)とは、東京帝国大学医科大学を明治19年に卒業した医師である。眼科を専門とするが、大学院時代には、日本人の身長と体重や力士の調査を研究していた(『三輪徳寛』三輪徳寛先生伝記編纂会、1938年)。東京人類学会では、第四十三回の会合で「生体測定」の談話、四十四会の会合で「力士測定」の談話を行い(『東京人類学会雑誌』第33号、明治21年11月)、「日本人ノ身長と体重ニ差アルハ生活法如何ニ由ル説」の論説も発表している(『同上』第60号、明治24年3月)。『学校家庭体格検査法』も刊行している(三輪講述、長尾折三編集・発行、東京堂書店、明治41年)。
 - 41) 「眼病調査委員会の任命」『新潟県衛生会雑誌』第12号、明治35年5月。同号の「眼病調査規程」、新潟県警察史編さん委員会『新潟県警察史』(1959年、340頁)も参照。
 - 42) 「眼病調査委員会」『新潟県衛生会雑誌』第13号、明治35年6月。
 - 43) 「眼病調査」『新潟県衛生会雑誌』第13号、明治35年6月。
 - 44) 「本県は日本一の不健康地」『新潟県衛生会雑誌』第22号、明治36年3月。
 - 45) 「本県の眼病患者」『新潟県衛生会雑誌』第12号、明治35年5月。
 - 46) 「戦時の衛生」『新潟県衛生会雑誌』第35号、明治37年4月。
 - 47) 「トラホーム乾燥症膿漏症 新療法」『新潟県衛生会雑誌』第27号、明治36年8月。
 - 48) 「衛生支会の決議事項」『新潟県衛生会雑誌』第37号、明治37年6月。
 - 49) 「加茂衛生会支会の講話会」『新潟県衛生会雑誌』第60号、明治39年6月。